

	23区で唯一の取り組み！ 事前のお知らせ	
	災害時の医療救護所訓練で透析患者搬送を実施！	
と き	平成28年11月27日(日) 午前9時～午前11時30分 平成28年12月11日(日) 午前9時～午前11時30分	
と ころ	練馬区立石神井東中学校(高野台1-8-34) 練馬区立谷原中学校(谷原4-10-5)	
<p>大地震等の災害によるケガ人をいかに適切に治療するか。区は、住民との共助による医療救護活動を充実するため、区内2校で医療救護所訓練を実施する。</p> <p>訓練では、住民自らが骨折や裂傷などのケガ人役を演じるほか、医師ら医療関係者を中心に、本番さながらの臨場感で、押し寄せるケガ人の振り分け(一次トリアージ)や、軽症者の処置、重症者の搬送等を実施し、実際の災害に備える。</p> <p>また、23区で初めて策定した「練馬区災害時における透析医療確保に関する行動指針(平成28年3月策定)」に基づき、透析患者会も参加する。普段透析を受けるかかりつけの医療機関が被災した想定で、別の医療機関へ搬送する訓練を実施する。</p> <p>当日は、地域住民のほか、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、医薬品卸業者、透析医療機関など数多くの方が参加する。区は、こうした実働訓練を通じた参加者相互の連携強化を図り、地域の防災力向上に努めていく。</p>		



昨年実施した医療救護所訓練の様子

【医療救護所とは】

災害時の医療救護活動拠点として、区立小中学校99校のうち10校を指定しており、震度5弱以上で開設する。四師会から参集する医療スタッフや区職員、地域住民等が、災害時医療機関と連携しながら、軽症者の処置や重症者の搬送手配等を行う。区は、全医療救護所の倉庫に、必要な医薬品や医療資材を備蓄している。

【医療救護所訓練の内容】

- 9:00～10:10 医師による災害医療講演会
- 10:10～11:10
 - ・ケガ人のトリアージ
 - ・軽症者の応急手当
 - ・重症者、透析患者の医療機関への搬送
 - ・医薬品が不足した場合の対応
 - ・情報連絡(無線連絡) 等
- 11:10～11:30 講評



地域住民による一次トリアージの様子

【参考】「災害時における透析医療確保に関する行動指針」について

平成28年3月に、23区で初めて策定。この行動指針は、区内透析医療機関・透析患者・透析患者搬送団体・練馬区の四者による連絡会等において検討したもので、透析医療の関係者が取るべき行動や連携のあり方を示している。

【問い合わせ】 練馬区 地域医療課 管理係 電話03-5984-4673